



質問

通常総会で時間切れとなってしまった場合、後日総会を開催するためにはどのような手続きが必要ですか。

(相談概要)

通常総会で、6つの議案を審議する予定でしたが、総会が紛糾し第2号議案で時間切れとなってしまいました。後日総会を開催するためにはどのような手続きが必要ですか。



回答

一般的に、総会の成立後に議事に入らず、会日を後日に変更することを「延期」といい、議事に入った後に時間不足その他の事由により審議未了のまま総会を中断し、残りの議事を後日に継続することを「続行」といいます。後日開かれる総会は、延会あるいは継続会といわれています。(株主総会等)

開催時間等の都合により、総会を中断し後日再開する場合は、この継続会にあたります。株主総会については、総会の延期又は続行の規定があり、総会の決議事項とされていますが、区分所有法上の総会も同様に解するべきと考えられます。したがって、議長の判断でこれを決定することはできず、議場に諮る必要があります。

議場で総会の続行と、その日時、場所を決議すれば、継続会は中断した総会と一体のものと解せられますので、あらためて招集通知は不要です。また、継続会の議題が当初の議題に限られる場合は、当初の委任状がそのまま有効と認められます。

なお、当初の総会の議題のほかに新たに議題を追加したい場合、追加議題については当初の総会との同一性がないため、新たに招集手続きを行って議案上程する必要があります。この場合は、当初の委任状をそのまま使うことはできません。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。